

令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について

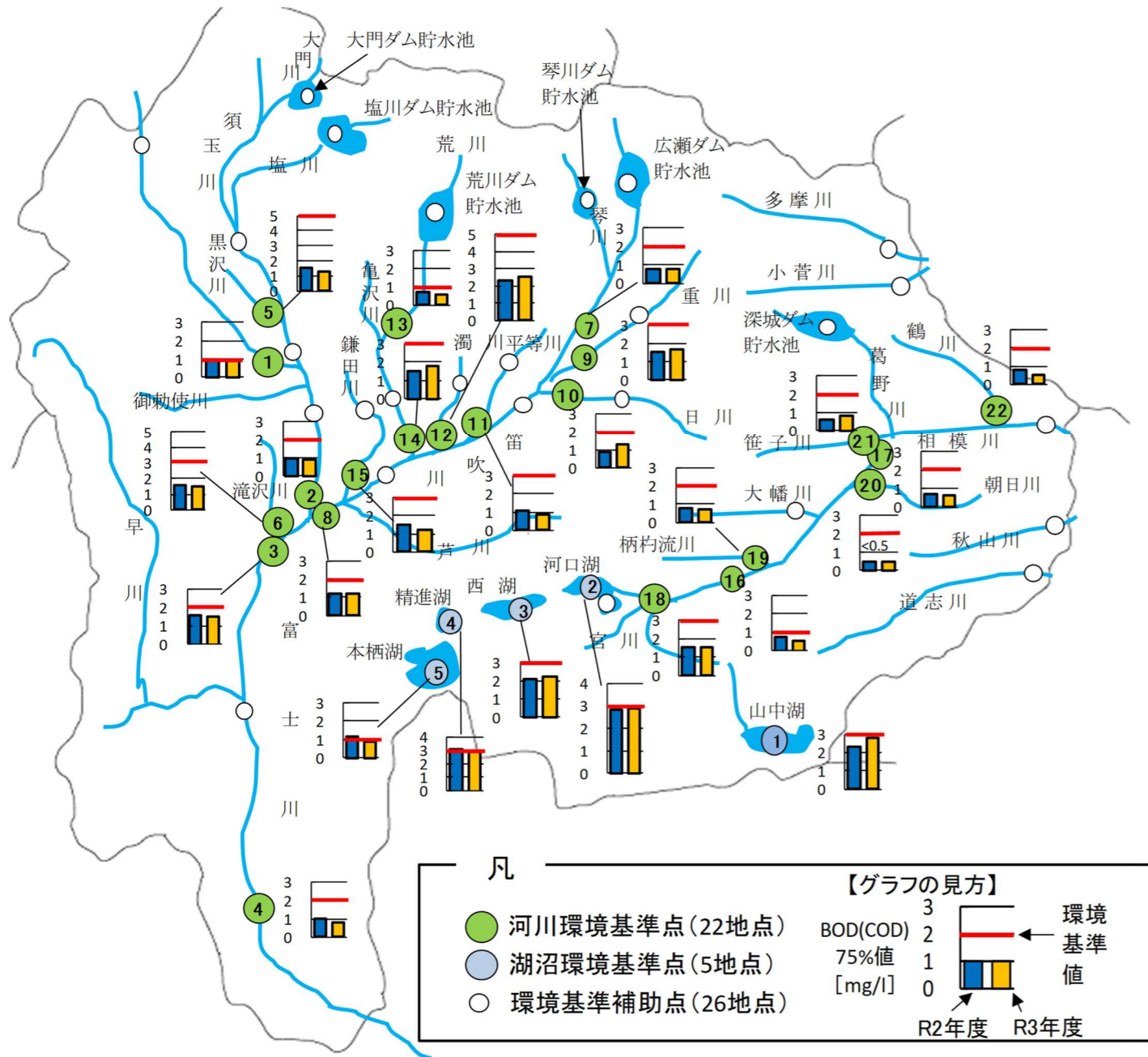
1 令和3年度公共用水域測定結果の概要

県内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第16条の規定により作成した水質測定計画に基づき水質測定を実施した（測定は国土交通省、県、甲府市が実施）。

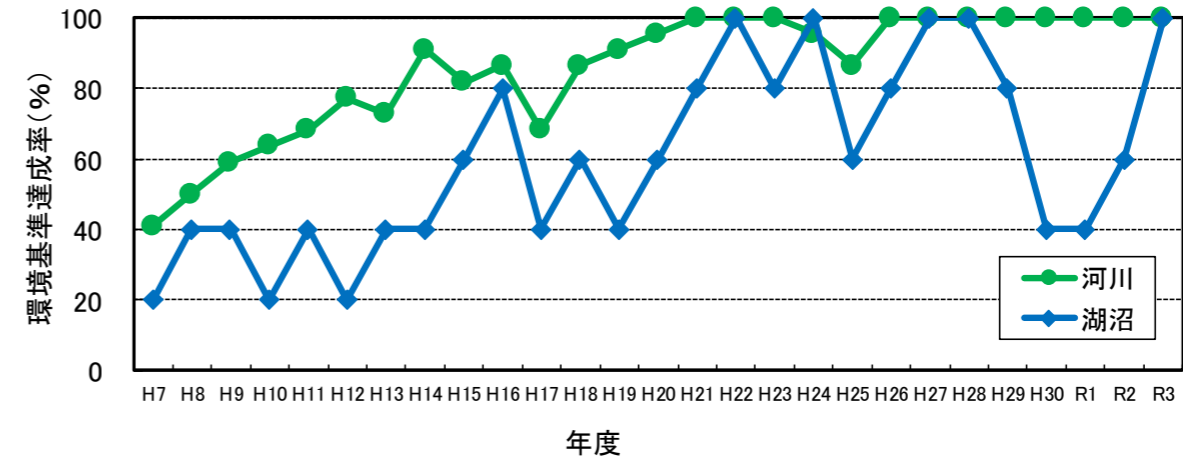
(1) 生活環境の保全に関する環境基準項目の測定結果

○最も主要な項目である水の汚れの程度を示す項目（河川：BOD、湖沼：COD）について、河川及び湖沼の全ての環境基準点において環境基準を達成した。

① 地点別測定結果



② 環境基準達成率の推移



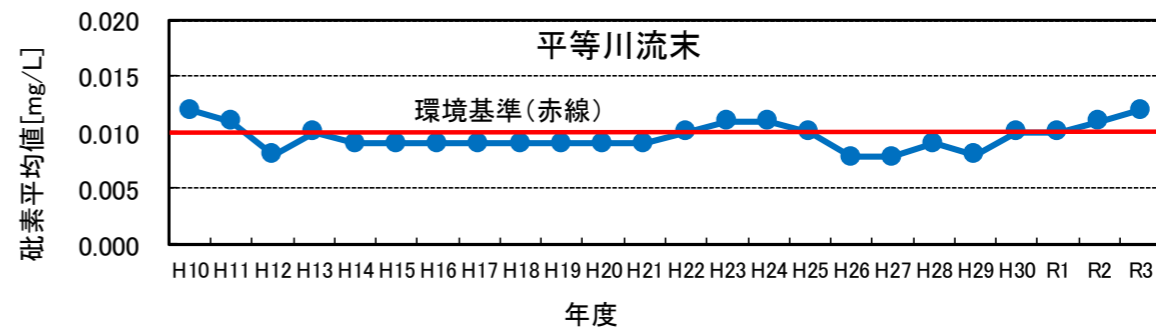
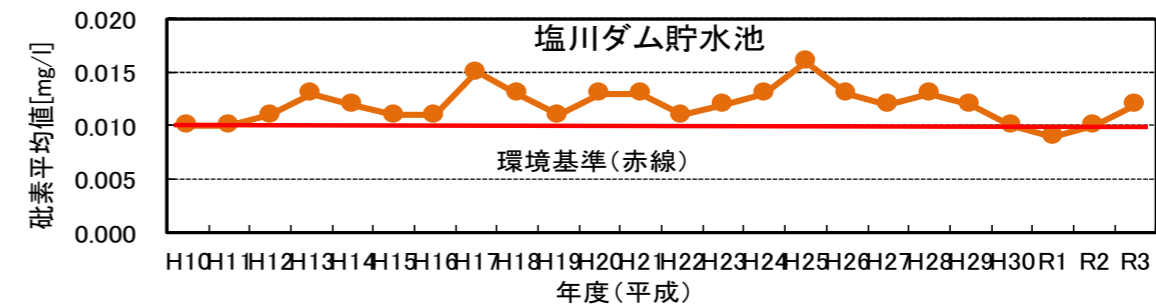
(2) 水生生物の保全に係る環境基準項目の測定結果

○3項目全てについて、全ての環境基準点において環境基準を達成した。

(3) 人の健康の保護に関する環境基準項目の測定結果

○砒素が、塩川ダム貯水池及び平等川流末（平等川）で環境基準を超過した。基準超過の要因となるような事業場等は確認されておらず、地質由来と推察された。

- ・塩川ダム貯水池：年間平均値0.012mg/L（環境基準0.01mg/L）
- ・平等川流末：年間平均値0.012mg/L（環境基準0.01mg/L）



○砒素以外の項目（26項目）については、全ての地点で環境基準を達成した。

(4) 要監視項目の測定結果

○測定した全ての項目（31項目）について、指針値以下であった。

2 令和3年度地下水測定結果の概要

県内の地下水の水質汚染状況を監視するため、水質汚濁防止法第16条の規定により作成した水質測定計画に基づき水質測定を実施した（測定は県及び甲府市が実施）。

(1) 概況調査の結果

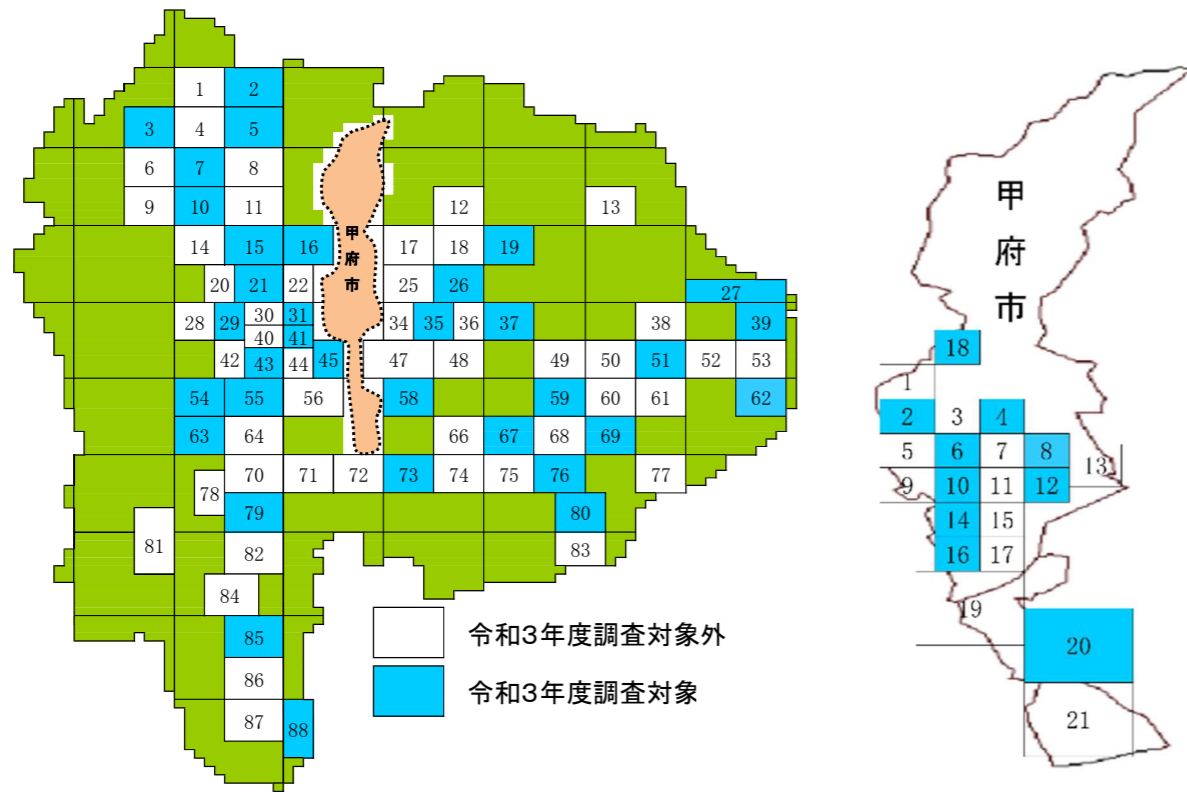
1) ローリング調査

目的等：山梨県全体の地下水の状況を把握するため、山梨県内を102メッシュに分割し、2年又は4年で一巡するように全体を調査

結果

①環境基準項目（カドミウム等の全28項目）

○43メッシュ内の井戸で調査を実施したところ、全ての井戸で環境基準を達成した。



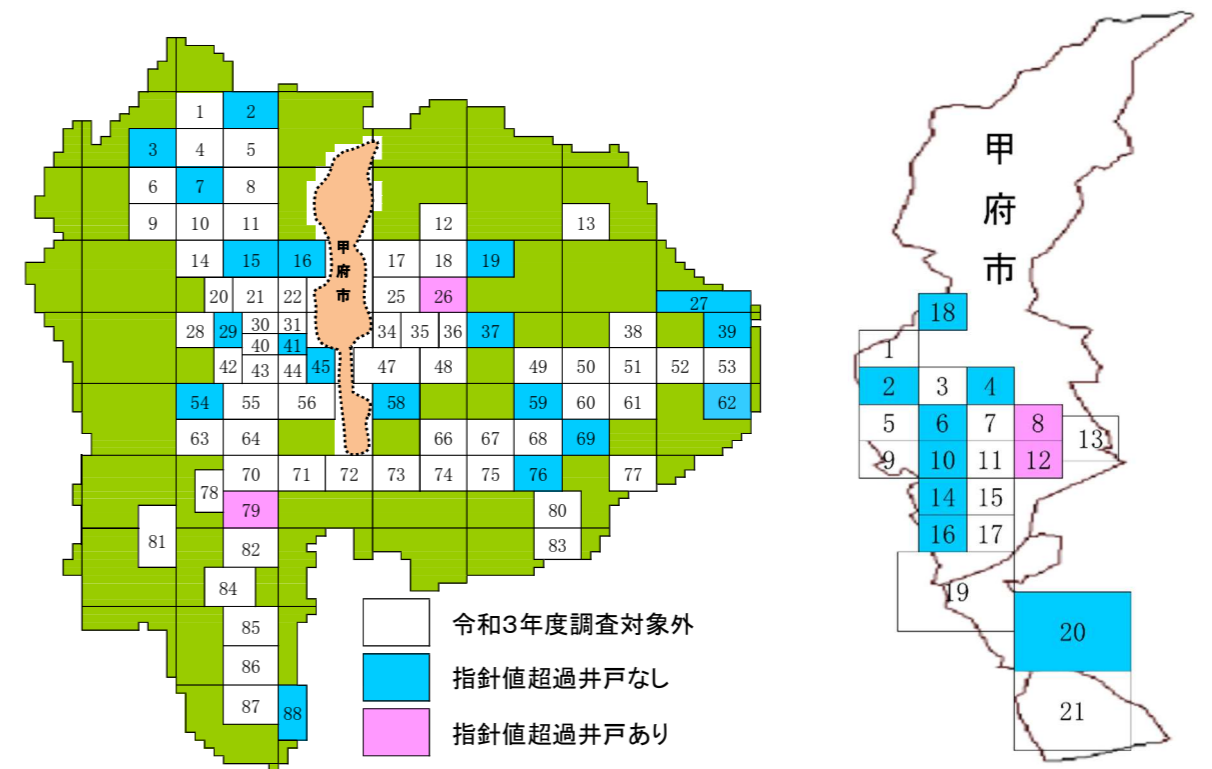
②要監視項目（クロロホルム等の全25項目）

○31メッシュ内の井戸で調査を実施したところ、次の指針値超過があった。

地区	項目	調査結果	指針値
甲州市塩山上於曾	ペルフルオロオクタン スルホン酸 (PFOS) 及 びペルフルオロオク タン酸 (PFOA) *	0.00013mg/L	0.00005mg/L (暫定)
身延町八日市場	全マンガン	0.37mg/L	0.2mg/L
甲府市桜井町		0.24mg/L	
甲府市向町		0.57mg/L	

※令和2年5月に要監視項目に追加となり、令和3年度から調査を開始

○その他については、全て指針値を下回った。



(注)超過井戸の存在状況をメッシュ単位で色付けしたものであり、地下水汚染の範囲を示すものではない。

2) 定点調査

目的等：利水的に重要な地域等において、重点的に汚染の発見又は濃度の推移等を把握するため地点を決めて毎年実施する調査

結果：次の11地点で調査を実施し、測定した項目は全ての地点で環境基準を達成した。

都留市田原、忍野村忍草、都留市四日市場、韮崎市清哲町（2地点）、
韮崎市上祖母石、中央市大田和、中央市極楽寺、南アルプス市藤田、
昭和町清水新居、甲州市塩山上於曾

(2) 継続監視調査の結果

目的等：汚染が確認された地域について、継続的に監視を行うための調査

結果：37地点^(※)で調査を実施し、23地点で環境基準を達成したが、14地点（前年度から引き続き超過）で環境基準を超過した。濃度の経年変化を確認するため、今後も継続的な監視を行っていく。

環境基準超過井戸	環境基準内検出井戸	不検出井戸
14地点 (飲用井戸0)	19地点 (飲用井戸2)	4地点 (飲用井戸1)

※39地点で調査実施予定であったが、うち2地点（冬季のみ実施予定）は採水に伴い立ち会いが必要な井戸であり、新型コロナウイルス感染拡大防止措置に係る臨時特別協力要請を受け、調査を中止している。

(3) 汚染井戸周辺地区調査の結果

目的等

- ・概況調査で新たに発見された汚染井戸について、汚染原因の究明のために実施する調査。
- ・要監視項目は、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき」として設定されているものであり、山梨県では、要監視項目が指針値を超過した場合には、翌年度に汚染井戸周辺地区調査等を実施することとしている。
- ・一方で、令和3年度に1井戸で指針値（暫定的な目標値）を超過したペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）については、令和2年5月に要監視項目として追加された物質であり、生態蓄積性が高いとされ、使用や排出に関する規制が世界的に進んでいることから、周辺住民への影響等を踏まえ、令和3年度中に汚染井戸周辺の工場・事業場、土地利用状況、周辺井戸の水質を調査した。

結果

- ・概況調査で指針値を超過した井戸（以下「指針値超過井戸」という。）及びその周辺井戸（指針値超過井戸から半径500m以内の井戸）の地下水の水質調査を実施した結果、指針値超過井戸以外で指針値を超過した井戸はなかった。
- ・指針値超過の原因を特定するため、周辺事業場（指針値超過井戸から半径500m以内の事業場）を訪問し、超過項目に係る薬品等の使用状況を調査したが、使用している事業場は確認されなかった。
- ・環境省で定める地下水常時監視に係る「地下水質モニタリング手引き」では、要監視項目の指針値超過は継続的なモニタリング調査の対象とされていないため継続的なモニタリング調査は実施しないが、引き続き、地下水水質調査の概況調査において、県内の各地点でペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）を調査し、知見の集積に努めていく。

地区	指針値超過項目	調査結果 (mg/L)		指針値 (mg/L)
		汚染井戸	周辺井戸 (9井戸)	
甲州市塩山上於曾	PFOS 及び PFOA	0.00013	0.000032 ～ <0.000005	0.00005 (暫定)